

副本

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国(処分行政庁 経済産業大臣)

第5 準備書面

令和3年12月6日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

被告指定代理人

- 田 中 隆 士 (中村)代
- 橋 口 喜一郎 (中村)代
- 長 澤 司 (中村)代
- 芝 田 由 平 (中村)代
- 坂 本 雅 史 (坂本)代
- 佐 藤 ちあき (中村)代
- 古 賀 裕 二
- 岩 下 良 一 (中村)代
- 中 村 由 佳 (中村)代
- 西 田 一 樹 (中村)代
- 松 倉 大 樹 (中村)代
- 赤 松 徹 也 (中村)代
- 廣 兼 佑 亮 (中村)代
- 伊 藤 耕 平 (中村)代

水 鳥 成 美 中村代
長 柄 有 里 乃 中村代
金 光 百 菜 中村代

第1	はじめに	5
第2	小売電気事業者である原告について行訴法9条2項の考慮要素を踏まえることなく本件訴訟の原告適格を肯定する余地はないこと	8
1	原告がいうところの「財産権」なるものが本件変更認可処分によって制限を受けたということとはできないこと	8
(1)	行訴法9条2項に基づく考慮によることなく処分の名宛人以外の第三者に原告適格が肯定されるのは、当該処分の法的効果による権利の制限を受ける場合に限られること	8
(2)	原告の主張する「財産権」(託送供給の料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利等の権利)は「権利」としておよそ観念することができないこと	12
2	一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約内容に影響を与えるのは両当事者間の合意であって本件変更認可処分ではないこと	15
(1)	本件変更認可処分の法的効果は小売電気事業者である原告には及ばないこと	15
(2)	一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約上の料金その他の供給条件は両当事者間の合意によって定まること	18
3	小売電気事業者である原告について行訴法9条2項に基づく考慮によらずに原告適格を肯定する余地はないこと	25
(1)	原告には本件変更認可処分によって制限される権利等は認められず、また、電気事業法において「小売電気事業者」として類型化された存在である以上、行訴法9条2項に基づき、原告適格の有無が判断されるべきであること	25

(2) 本件のように契約上の地位への影響を理由に原告適格の有無が問題となった事例では行訴法9条2項の考慮要素を踏まえて原告適格の有無が検討されてきていること	27
4 小括	29
第3 小売電気事業者である原告について行訴法9条2項に基づく考慮によって「法律上の利益」の有無を判断すれば、本件訴訟の原告適格を認める余地はないこと	29
1 本件変更認可処分 of 根拠法令である電気事業法は小売電気事業者の個別的利益を保護するものではないこと	29
2 小括	31
第4 結語	31

第1 はじめに

1 本件は、小売電気事業者である原告が、経済産業大臣が電気事業法18条1項に基づいて一般送配電事業者である九州電力送配電を名宛人として行った託送供給等約款の変更認可（本件変更認可処分）の取消しを求める事案である。

電気事業法18条1項は、「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について（中略）託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定するところ、同項が処分の法的効果を及ぼすのは当該処分の名宛人である一般送配電事業者であることはその文言上明らかであり、本件の原告のような小売電気事業者は処分の名宛人以外の第三者には及ぼならない。そのため、被告は、これまで、行訴法9条2項に基づく考慮によって「法律上の利益」の有無が判断されるべきであって、電気事業法の諸規定が、原告のような小売電気事業者の利益を個別的利益として保護するものではないことを述べるとともに、御裁判所が言及した最高裁平成25年判決を踏まえても、託送供給等約款の変更認可の小売電気事業者への影響は、同認可の法的効果に基づくものではなく、一般送配電事業者と小売電気事業者との合意によるものであることなどから、本件の原告について、行訴法9条1項の「当該処分・・・の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」に当たらず、それゆえに、本件の原告については、原告適格が認められる余地がないことを主張してきたところである（被告第3準備書面の第5〔27ページ以下〕）。

2 これに対し、原告は、原告準備書面2において、「形式的にみると、確かに賠償負担金と廃炉円滑化負担金の回収の仕組みは、経済産業大臣による託送供給等約款の認可処分と、一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間の託送供給契約の変更という2つの手続によって構成される」（同準備書面第3の2(1)イ〔7ページ以下〕）として、託送供給契約上の料金支払義務の具体額の変動が、法形

式としては、本件変更認可処分とは別の一般送配電事業者と小売電気事業者との間の合意という私法上の契約の効果によるものであることを認めつつ、最高裁平成25年判決中の「処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有する」旨の判示を引用して、「託送供給契約の相手からすると、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされる」（同準備書面第3の2(1)イ〔8ページ以下〕）から「経済産業大臣が本件変更認可処分をしたことでの法的効果による権利の制限を受ける」（同準備書面第3の2(1)イ〔8ページ以下〕）、「原告は本件変更認可処分によって財産権を必然的に侵害されている」、「本件変更認可処分によって託送供給契約の相手方である原告は、『自己の権利』に関してその支払義務が必然的に課せられている」（同準備書面第3の2(2)イ〔11ページ以下〕）などとして、本件変更認可処分によって原告の「財産権」が「必然的に」侵害される旨（同準備書面第3の2(2)イ〔11ページ以下〕）主張している。

原告は、「託送供給の料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利」や「託送供給の料金を当初の契約で合意した金額で固定して変更されない（少なくとも値上げする方向で変更されない）権利」というものを「財産権」と捉えているようだが、そのような「財産権」と原告が称するものは、処分の根拠法令である電気事業法や他の実体法によって認められ、あるいは、保護された「権利」ではなく、本件変更認可処分により「権利」の制限を受けたなどと捉えることはできない。最高裁平成25年判決の事案も、処分の名宛人以外の者が、所有権（共有持分権）という民法上認められる明確な実体法上の権利

を有していることが前提となっており、しかも、その権利が処分により直接制約を受けることを前提としたものである。しかるに、本件では、原告には、処分の有無にかかわらずそもそも存在する実体法上の権利は認められない。このように、本件は、最高裁平成25年判決のような、特定の処分の有無にかかわらず所有権という実体的権利を第三者が有しており、しかも、処分を受けた者との間における債権債務関係等によらず、当該処分によりその権利に直接的な影響を受けており、それゆえ「直接権利の制約を受けた」と評価される事案とは全く異なっているのである。

そして、小売電気事業者である原告が主張する「財産権」が実体法上の「権利」として認められず、最高裁平成25年判決の事案と全く異なるものである以上、本件変更認可処分の名宛人でない原告について原告適格の有無を判断するに当たっては、行訴法9条2項に基づいて「法律上の利益」の有無を判断しなければならず、同項に基づいて「法律上の利益」の有無を判断するに当たっては、本件変更認可処分の根拠法令が電気事業法である以上、同法の規定の解釈によるべきであって、同法の規定の解釈によらずに、原告適格を認めることはできない。

さらに言えば、本件においては、実体法上、原告には、電気事業につき契約を締結するについて電気事業法外の法律に何らかの特別な地位や権利等が保障されているものではなく、また、電気事業法上、電気事業にかかわる事業主体が類型化されている中において、原告は、「小売電気事業者」に該当するものであることからすれば、電気事業法に基づく託送供給等約款認可処分の根拠法規が、小売電気事業者の個別的利益を保護しているか否かという解釈・検討によらずに原告適格の有無が判断されるべきではない。すなわち、原告が、電気事業法上の「小売電気事業者」として類型化された立場にありながら、電気事業法の処分の根拠法規が、その類型化された主体の個別的利益を保護しているか否かという解釈・検討によらずにそれらに原告適格を認めるということは、法律によって当該認可

制度が創設されている理由や趣旨目的を無視するものといわざるを得ない。

- 3 被告は、以上を踏まえ、本準備書面において、原告準備書面2に対して適宜必要な範囲で反論する形で、本件訴訟において原告適格が認められないことを明らかにする。

なお、略語は、断りがない限り、従前の例による。

第2 小売電気事業者である原告について行訴法9条2項の考慮要素を踏まえることなく本件訴訟の原告適格を肯定する余地はないこと

- 1 原告がいうところの「財産権」なるものが本件変更認可処分によって制限を受けたということとはできないこと

(1) 行訴法9条2項に基づく考慮によることなく処分の名宛人以外の第三者に原告適格が肯定されるのは、当該処分の法的効果による権利の制限を受ける場合に限られること

ア 取消訴訟とは、国民の権利利益の侵害に対する救済を目的とする主観訴訟ないし公定力排除訴訟であって、その排除の対象となる「行政庁の処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」（傍点は引用者による。最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809ページ）。したがって、一般に、取消訴訟の対象とされる行政処分の法律上の効果として、直接権利を侵害され、義務を課される者は、それが処分の名宛人であれ、それ以外の者であれ、当該処分の取消しを求めることにつき、法律上の利益を有することは明らかであると理解されている（傍点は引用者による。甲第14号証84ページ〔平成7年第1版発行「改訂 行政事件訴訟の一般的问题に関する実務的研究」〕）。

ただし、これを逆に言えば、平成16年法律第84号による改正を経た行訴法は、原告適格の規定について、行訴法9条1項において「法律上の利益を有する者」と規定する一方で、同条2項において「処分（中略）の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては」と規定して、明確に処分の名宛人以外の第三者の原告適格が問題となる場合における考慮要素を規定するに至ったのであり、現行行訴法上、処分の名宛人以外の第三者について、同条2項に基づく考慮によることなく取消訴訟の原告適格を肯定し得る場合とは、その者が以上で述べたような、行政処分 of 法律上の効果として直接権利を侵害され、義務を課される者、換言すれば、処分の名宛人と同様に処分の法的効果による権利制限を受ける者である場合に限られるというべきであって、そのような権利制限を受け得ない者にまで、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえることなく原告適格を認めることはできないことはいうまでもない。

イ ところで、原告が依拠する最高裁平成25年判決の事案は、被告第3準備書面で述べたとおり、処分の名宛人である滞納者と差押えの対象となった共有持分の不動産における他の共有者との間に当該不動産について使用収益上の不可分一体の関係があることを前提として、処分の名宛人以外の者である当該共有者が、処分の名宛人として権利の制限を受ける滞納者と同様に、処分の法的効果による権利の制限を受けることを理由に、取消訴訟の原告適格を認めたという事案である（同準備書面第2及び第3の4〔6及び21ページ等参照〕）。そして、この最高裁平成25年判決の解説によれば、「処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合に当該処分の取消しを求める『法律上の利益』を有するか否かについての一般論を明示した最高裁判例はないが、従来の最高裁判例においては、個別の各事件における原告が処分の法的効果による権利の制限を受ける者であると認められる

場合に、その原告適格を肯定する判断がされてきており、処分の法的効果による権利の制限を受ける者は処分の名宛人でなくても当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者であることが所与の前提とされているものと解される。」(傍点は引用者による。甲第11号証148ページ)と解説されている。つまり、処分の名宛人でない第三者については、「処分の法的効果による権利の制限を受ける者」として、処分の法的効果によって自己の権利を侵害され又は侵害されるおそれがあるという点では、処分の名宛人と同様の立場にある者ということができるときに、初めて、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえることなく原告適格が肯定されることになるものというべきである。

したがって、同判決をあえて抽象化し、そこから行訴法9条2項に基づく考慮によることなく処分の名宛人以外の第三者について原告適格が肯定されるための規範を導くとしても、それは、処分の名宛人として権利の制限を受けるものと同様に、処分の法的効果による権利の制限を受けるといえるかどうかということであって、かかる事情が認められない場合にまで行訴法9条2項の考慮要素を踏まえることなく原告適格を肯定することは許されないものといえる(被告第3準備書面第3の4〔21ページ以下〕)。

ウ もっとも、先に述べたように、取消訴訟が国民の権利利益の侵害に対する救済を目的とする主観訴訟ないし公定力排除訴訟である以上は、当該処分の法的効果によって制限を受ける権利というものは、当該取消訴訟の対象となる処分の根拠となる根拠法令を含めた実体法上保護された個別の権利であることが前提となっていると解されるということである。例えば、最高裁平成25年判決の前記解説によれば、処分の名宛人と同様に処分の法的効果による権利制限を受ける者であることを理由に取消訴訟の原告適格が認められた事案として、最高裁判所昭和60年12月17日第三小法廷判決(民集39

巻8号1821ページ。土地区画整理組合の事業認可と施行地区内の宅地所有者の原告適格が問題となった事案。), 最高裁判所昭和43年12月24日第三小法廷判決(民集22巻13号3254ページ。テレビジョンの開設(電波法上の免許処分)に関する競願者の原告適格が問題となった事案。), 最高裁判所平成5年12月17日第三小法廷判決(民集47巻10号5530ページ。都市再開発法上の権利変換処分と施行地区内の借地権の存在を争う宅地所有者の原告適格が問題となった事案。)が引用されているが、これらの判例は、いずれも、それぞれの処分の名宛人と同様に、当該処分により所有権やテレビジョンの開設に係る権利(免許)というような当該処分の根拠法規や実体法によって保護された権利の制限が問題となった事案である*1)。

このように、取消訴訟の原告適格を肯定する上で、公定力の排除を求める処分により制約を受ける権利が当該根拠法令等の実体法によって保護される個別具体の権利であるべきことは、例えば、最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決(民集32巻2号211ページ。いわゆる主婦連ジュース事

*1) 桑原勇進(東海大教授)「原告適格に関する最高裁判例」ジュリスト1310号13ページ注3(乙第60号証)は「最高裁は、『法律上の利益を有する者』を『当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者』としているが、処分の根拠法規によって保護されている必要があるのは後者の『法律上保護された利益』のみであって、『権利』は根拠法規によって保護されているか否かを問わず原告適格の根拠となるのである。」「重大な支障とか著しい支障があつて初めて原告適格が認められるのは、基本権保護義務や社会権がまずは法律による具体化を要するという、基本権の自由権的側面との法的性質の違いによる(自由権侵害の場合は当然に原告適格が認められる。ただし、事実的侵害は含まれず、権利の保護する利益の侵害との法的連動性が必要である。(以下略)」旨指摘しているところである。

件。)が、「現行法制のもとにおける行政上の不服申立制度は、原則として、国民の権利・利益の救済を図ることを主眼としたものであり(中略)行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によつてこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべき」とした上、「上告人らの主張する商品を正しく特定させる権利(中略)ないし表示により内容を知って果汁を選択する権利等は、ひっきょう、景表法の規定又はその適正な運用の結果生ずる反射的利益にすぎない」旨説示していることや、最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決(集民157号163ページ。いわゆる伊庭遺跡事件。)において、上告人が文化財享有権は憲法13条、23条、25条、26条によって憲法上保障された具体的権利である旨主張していたのに対し、「所論の文化財享有権なる観念は、いまだ法律上の具体的権利とは認められないから、それが具体的権利であることを前提とする所論違憲の主張は失当である。」旨説示されていることから裏付けられている。

(2) 原告の主張する「財産権」(託送供給の料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利等の権利)は「権利」としておよそ観念することができないこと

ア ところで、原告は、本件変更認可処分によって原告はその「財産権を必然的に侵害」される(原告準備書面2第3の2(2)イ〔11ページ以下〕)から、行訴法9条2項に規定する考慮要素を考慮するまでもなく、本件訴訟の原告適格が認められる旨を主張し、その具体的な内実として、前記第1の2〔5ページ〕で述べたとおり、託送供給の料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされないという「権利」、あるいは、託送供給の料金を当初の契約で合意した金額で固定して変更されないか、少なくとも

値上げする方向で変更されないという「権利」を想定するものと考えられる。しかしながら、かかる「権利」は、以下に述べるとおり、そもそも、電気事業法を含め、およそ実体法上保護されるようなものでもなく、およそ「権利」たり得ない。

イ まず、原告のいう託送供給の料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利なるものについては、かかる「権利」を権利として保障するような実体法上の規定は存在しない。また、電気事業法に着目しても、託送供給等約款の認可を定める同法18条1項自体が託送供給等の供給条件の細目につき特段限定しておらず(被告第4準備書面第3の2(11ページ以下))、同法が、託送供給の料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を含めることの可否について何ら明示していないところからも明らかなように、上記各負担金を託送供給の料金に上乗せされないという「権利」なるものは、電気事業法を含め実体法上存在しないといわざるを得ない。さらに念のため、実体法のみならず、原告・九州電力送配電間で締結された本件基本契約及びこれに適用される託送供給等約款(以下「本件約款」という。)の内容を踏まえてみても、やはり、上記両当事者間の契約関係上も、そのような権利が措定され得ないことに変わるところはない。

次に、原告のいう託送供給の料金を当初の契約で合意した金額で固定して変更されないなどという権利についても、かかる「権利」が電気事業法を始めとした実体法上保障されるとみる具体的な規定は存在しないことは前者と同様である。むしろ、かかる託送供給の料金というものは、一般送配電事業者の事業活動等に伴って当然に変動することが予定され、随時見直されることが当然に見込まれる性質のものである。それゆえ、電気事業法上も、経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があるときは、一般送配電事業者に

対して相当の期限を定めて託送供給等約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができ、当該期限までに申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる旨規定し（同法19条）、制度上も託送料金等が変動する性質のものであることを前提とした法設計となっている。しかも、実体法上のみならず、本件基本契約及び本件約款の内容を踏まえてみても、料金を含む供給条件の変更認可があった場合には変更後の約款による旨の合意がなされており、上記両当事者間の契約関係の問題としてみても、原告には、固定価格によって託送供給を受けるなどという契約上の権利はもとより、託送料金を値上げされないなどという契約上の権利も存在しない。

ウ そもそも、電気事業法18条1項が定める変更認可は、小売電気事業者と一般送配電事業者の個別の契約関係上の地位の得喪を認可の対象とするものではなく、飽くまでも、供給区域において一律に同じ内容の託送供給及び電力最調整供給に係る料金その他の供給条件を定めた約款の変更を認可の対象とするものにすぎない。そして、これは、これまでの準備書面でも述べてきたとおり、電気事業法が総体としての需要家全体の利益を一般的に保護する法律であり、本件変更認可処分の根拠規定である同法18条の認可自体が、その供給区域内の需要家に電気を供給する小売電気事業者に一律に同じ内容の託送料金を設定することによって、小売電気事業者間に公平な競争条件を設定し、市場競争の基盤を確保することを趣旨とするからであって、かかる認可の趣旨を踏まえても、そもそも、電気事業法を手がかりに小売電気事業者の個別的権利としての「財産権」が保障されているなどとするのは、およそ困難なことといえる。

さらにいえば、原告がいうところの「財産権」の実質というものは、つまるところ、原告と九州電力送配電との間の託送供給に係る料金支払義務の額

が既存の契約上のそれよりも変動することによる不利益を受けないことに収れんするのであって、原告は、いわば、かかる不利益を受けないことを「権利」と言い換えているにすぎない。しかしながら、そもそも、託送契約の一方当事者である小売電気事業者がこれらの負担金の上乗せをされない利益や料金支払義務に係る既存の条件が変更されないようなことを法的に保護されたような「権利」を認める法令はなく、「権利」たり得ないことはこれまで述べてきたとおりである。

2 一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約内容に影響を与えるのは両当事者間の合意であって本件変更認可処分ではないこと

(1) 本件変更認可処分の法的効果は小売電気事業者である原告には及ばないこと

ア 被告第3準備書面第3の3(1)注2(18ページ)において述べたとおり、事前規制である約款認可の法的効果は、私人間の法律行為を補充してその法的効果を完成させる機能を持つとされる、いわゆる講学上の認可とは異なる

ものであり*2) 私人間の法律効果に直接影響を及ぼすものではなく、単に約款認可処分の名宛人である事業者のみに及び、当該事業者が認可された約款に従って利用者との契約関係に入ることが当該事業法上適法とされるにすぎない(事前規制の一種)。そして、被告第3準備書面第3の3(1)(16ページ以下)及び同第4準備書面第2の2(6ページ以下)において述べたとおり、経済産業大臣は、託送供給等約款の認可(変更認可を含む)に際して、一般送配電事業者と小売電気事業者との間において締結する契約を個別に審査しているのではなく、事前規制の一種として、一般送配電事業者に対し、今後、当該約款を用いた契約締結を許容できるかという観点から、約款に記載されている託送供給等に係る料金その他の供給条件が適正か否かを審査しているものであり、それゆえ、託送供給等約款認可処分の法的効果は、一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款を用いて託送供給等を行うこ

※2) 託送供給等約款の認可(変更認可を含む)が「講学上の認可」と異なることについては、以下の点からも基礎づけられているといえる。すなわち、講学上の認可は、私人間の法律行為を補充してその法的効果を完成せしめる機能を持つなどと説明されているが、「講学上の認可」を欠いて行われた合意は、①直接に法的効果を否定され、②本来罰則による制裁・強制執行等の強制行為を伴わないとされているところ(高木光「認可=補充行為説の射程(一)―公益法人制度改革における移行認可を素材として」自治研究90巻5号9ページ〔乙第61号証〕)、①講学上の認可の典型例とされる「農地の権利移転許可」「銀行の合併等認可」「埋立地の権利移転許可」「河川の流水使用権の譲渡承認」は、それぞれ認可を受けない当事者間の法律行為の効力が生じない旨規定しているが(農地法3条6項、銀行法30条、公有水面埋立法28条、河川法34条)、電気事業法にはそのような規定が存在しないことに加え、②電気事業法118条3号には同法18条2項の規定に違反して電気を供給した者に300万円以下の罰金を科する旨の罰則規定が設けられている。したがって、託送供給等約款の認可は、講学上の許可と認可の分類からすれば、「許可」に相当する。

とができる地位を与えるということにとどまり、同認可処分は小売電気事業者に対して何らの法的効果を及ぼすものではないし、権利を制限したり義務を課したりするものではない。そして、電気事業法を通覧しても、変更認可処分の法的効果が小売電気事業者に及ぶことを規定した条文も見当たらないし、例えば、かかる認可の効果が当事者間の私法上の契約の効力にいかなる影響を及ぼすことになるのかについて規定した条文もない。このように、電気事業法上の託送供給等約款の変更認可処分の法的効果は処分の名宛人である一般送配電事業者のみに及ぶが、小売電気事業者には及ばず、また、私法上の契約上の効果にも影響を及ぼすものではない。このことは、本準備書面の脚注2（16ページ）で述べたように、いわゆる「講学上の認可」については、認可を受けない当事者間の法律行為の効力に係る規定が見受けられることとの対比からも明らかである。このように、契約内容に係る認可処分の効力と当事者間の合意の効力が直結しないことは、主務大臣の認可を受けないでした船舶海上保険の約款が直ちに無効とされるものではないとした判例（最高裁昭和45年12月24日第一小法廷判決・民集24巻13号2187ページ）が存することにも裏付けられる。

本件に則していえば、本件変更認可処分によって一般送配電事業者は託送原価に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を算入したことを前提とする託送供給等約款を用いた託送供給契約を締結することが可能となるものの、同処分のみによって一般送配電事業者が小売電気事業者から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収することができるようになるわけではない。つまり、本件変更認可処分の法的効果は小売電気事業者である原告に及ぶものではなく、その法的効果によって、直ちに、一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約上の料金が具体的に変動（値上がり）するものではない。

イ この点、電気事業法18条2項は、「一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（中略）以外の供給条件により託送供給等を行ってはならない。（後略）」と規定しているが、これは、その文言のとおり、飽くまで一般送配電事業者に対する規定であって、小売電気事業者に対する規定ではない。かかる規定が設けられたのは、託送供給等約款を認可にかからしめた趣旨を全うするためにすぎず（乙第1.1号証169ページ）、同項の存在によっても、託送供給等約款の変更認可処分の法的効果が直接的に小売電気事業者に及び、小売電気事業者が変更認可処分による変更後の託送供給等約款の内容に自動的に拘束される（変更内容が自動的に連動する）ことになるわけではない。

そして、一般送配電事業者と小売電気事業者間の合意について、認可された内容に反した場合にこれを無効とする旨の規定はなく、むしろ、電気事業法118条3号の罰則規定が設けられており、同法18条2項の規定に違反した場合において、電気を供給した者^{＊3}に300万円以下の罰金を科す旨規定されていることからしても、電気事業法は、飽くまで一般送配電事業者を規制することにより、電気事業に求められる電気の安定的供給や価格の適正化等の公益の確保を図ろうとしたものであり、認可処分の法的効果が直接一般送配電事業者と小売電気事業者との間の託送供給等約款に及ぶとの前提に立ったものではないことが明らかである。

- (2) 一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約上の料金その他の供給条件は両当事者間の合意によって定まる

＊3 当該者は、一般送配電事業者を指し、小売電気事業者は含まれない（乙11号証・087ページ(4)①参照）。

こと

ア 以上のとおり、託送供給等約款の変更認可処分の法的効果は、一般送配電事業者と小売電気事業者間の私法上の託送供給契約に直接及ぶものではなく、結局のところ、一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約上の料金その他の供給条件に直接的かつ具体的な効果をもたらす法的要因は、契約当事者双方の合意にほかならない。

被告第3準備書面の第3の3(1)(19ページ)で述べたとおり、本件約款I2(2)(乙第22号証2ページ)は、「当社(引用者注・九州電力送配電)は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。」旨規定し、本件基本契約第46条(甲第6号証)は、「乙(引用者注：九州電力送配電)が託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款によるものとします。」旨規定しているが、このような定めが更に置かれていること自体、託送供給等約款の変更認可の法的効果が直接的に一般送配電事業者である九州電力送配電と原告との間に及ぶものではないことを端的に示しているといえる。

イ なお、本件約款I7「実施細目」には「この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。なお、当社は、必要に応じて、発電者および需要者と別途協議を行うことがあります。」と記載され(乙第22号証11ページ)、本件約款自体が、料金を含む細目的事項について、本件基本契約等の個別合意によることを許容しているところであるが、原告が具体的に支払うべき料金額は、本件約款III18ないしIV33(同号証34ないし107ページ)及び本件基本契約15条(甲第6号証)以下の定めに従って計算されて初めて確定

するものであって、そのような計算以前に具体的な支払義務が生じているものではない。

ウ また、具体的な託送料金の金額については、本件変更認可処分の対象となる本件約款の記載事項のみでは確定せず、本件基本契約等による具体化を必要としていることからすれば* 4、本件変更認可処分の法的効果によって原告の具体的な支払義務が確定されるわけではなく、飽くまで合意の効果によって原告の具体的な支払義務が確定されることとなっていることが、より一層明らかというべきである。このように、本件約款や本件基本契約等の定めからしても、一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約上の地位に直接かつ具体的な法的効果を及ぼすのは、正しくその両当事者間の合意にほかならず、この理は、新規の認可をする場合と変更認可をする場合とで、変わりはない。

エ 以上のとおり、一般送配電事業者である九州電力送配電との関係における小売電気事業者の地位は、正しくその両当事者間の合意そのものの効果によって画されているのである。そして、原告が原告準備書面2において引用し

* 4 例えば、本件約款Ⅲ 27(4) (乙第22号証86ページ)に、「当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常震災等の場合を除き、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾を得るものとします。」として、非常震災等の場合を含む「 特別の事情がある場合」に各月ごとに検針を行わない旨規定している。そして、特に非常震災等が発生した場合は実際の使用量を把握することが困難になることから、本件基本契約18条において、「託送供給等約款27(検針日)(4)において非常震災等の発生により検針を行わなかった場合は、託送供給等約款別表9(電力量の協定)により定額制供給または従量制供給の電力量を算定するものとします。」と規定され、非常震災等が発生した場合の料金算定方法が具体化されているところである。

たものを含め、近時の裁判例を見ても、原告適格を検討・判断する際における処分の法的効果を検討する上で、当事者間の合意による効果とを峻別して原告適格の有無が検討・判断されているのである。

(7) すなわち、東京地方裁判所令和元年11月7日判決(判例秘書登載)は、処分の取消しに係る原告適格を判断するに当たり、処分の法的効果と、合意の効果とを明確に区別している。

同判決は、児童福祉法(平成28年法律第63号による改正前のもの。以下同じ。)27条1項3号に基づく里親委託措置を解除する処分の取消訴訟において、里親委託措置がされた児童を受託した里親の原告適格が問題となり、当該事案の原告らが「里親委託措置が、具体的に児童の委託先の里親を選定した上でされるものであるとした上で、その解除処分は、当該里親に対し、当該児童の里親としての法的地位及び当該児童の監護教育に係る法的権限を奪うという法律効果を有するものである」旨主張していた事案である。

同判決は、里親委託措置について、「児童の福祉のため児童を家庭から引き離す措置であって、親権者又は未成年後見人の権利に制限を加える法的効果を有するものであり、その措置を解除する旨の処分も、上記の制限を解除する法的効果を有するものにすぎず、同法において、里親の権利又は利益に何らかの制限を課すものとされているということとはできない。」として里親委託措置を解除する処分の法的効果が里親には及ばない旨判示した。その上で、児童福祉法上、児童福祉施設の長に対しては児童を受託することを義務付ける規定を置いているものの、「里親に対しては、里親委託措置がされた児童を受託することを義務付ける規定を置いていないことからすれば、同法において、知事等が特定の里親を選定し、当該里親との関係で一方向的に里親委託措置をすることが想定されているということとは

できない。」として条文から導かれる法的義務の有無を検討した後、「児童の委託を受けた里親と知事等との関係は、知事等による個別の里親に対する児童の委託の申込みと里親によるその承諾という契約締結行為によって生じる、民法上の準委任に準じた公法上の契約関係と解されるのであり、児童福祉法27条1項3号所定の里親委託措置それ自体によって、個別の里親との関係で何らかの法的効果が生じたり、個別の里親との間の委託関係が成立したりするものではないといえる。そうすると、里親委託措置を解除する旨の処分についても、それ自体は、前記のとおり親権者又は未成年後見人に対して加えられた権利制限を解除する法的効果を有するにすぎないということができ、個別の里親と知事等との間の法律関係を消滅させるには、里親委託措置を解除する旨の処分とは別に、上記契約関係を解除する旨の意思表示が必要となるものと考えられる。」などと判示した。

このように、同事案では、里親は、里親委託措置が解除される処分によって影響を受け得るものの、児童福祉法上、里親に義務を課す規定が設けられていないことから、里親に対しては里親委託措置処分の法的効果は及ばず、飽くまで民法上の準委任に準じた契約関係の解除という合意を前提とした効果であるとし、処分の法的効果と合意による効果を明確に区別し、結論としても、里親の原告適格を否定したものである。

同事案と本件の事案は、事案が異なるとはいえ、処分とこれに関連した契約関係が存在する点で類似性があり、そして、本件においても、電気事業法上、変更認可処分によって小売電気事業者が何らかの義務を課される規定は設けられていないことは同様である。里親委託措置が解除された場合の里親は、あたかも直接の影響を受けるかのようにも見えなくもないが、それでもなお、法的には、その効果は、処分によるものとはされておらず、合意に基礎づけられているのであり、この裁判例に照らせば、本件では、

なおさら、同処分の法的効果が小売電気事業者に及ぶとはいえないはずである。

- (イ) なお、原告が同じく原告準備書面2で引用する東京地方裁判所平成29年4月21日判決（判例タイムズ1458号196ページ）は、行政庁が金融商品取引業者に対して、同業者に勤務し、外務員登録を受けていた当該訴訟原告ら（外務員）の外務員登録取消処分の取消訴訟において、当該原告らの原告適格が肯定された事案であるところ、上記取消処分（金融商品取引法64条の5第1項）の名宛人は、原告らを外務員として登録していた金融商品取引業者であり、登録された外務員は形式的には上記取消処分の名宛人以外の第三者であり、当該訴訟も名宛人以外の第三者の原告適格が問題となったという限りにおいては、本件訴訟とは共通性を有する。しかし、同判決は、登録を取り消された外務員については、金融商品取引法上、上記取消処分によりその取消の日から5年を経過するまでは再度の登録が拒否され（同法64条の2第1項2号）、金融商品取引事業者が当該外務員に外務員としての職務を行わせることができなくなるため（同法64条2項）、外務員としての貸金支払請求権（民法536条1項）を失うなどの労働契約上の権利の制限を受ける法的効果が生じることを指摘し、当該外務員の原告適格を肯定しているものである。つまり、この事案は、金融商品取引法上、上記取消処分によって当該外務員が外務員としての職務を行えなくなるという法的効果が生ずることが規定されているといえる事案であって、託送供給等約款の変更認可処分によって小売電気事業者に対して生じる法的効果が規定されていない本件とは明確に相違している。しかも、外務員としての貸金支払請求権を失う等という、それまでの法的地位を喪失させられ、かつ将来にも制約を受けることとなる場合であり、本件とは全く事情を異にしている。本件においては、これに類似する

ような状況はなく、上記判決があるからといって、本件で原告適格を認めることにならないのは明らかである。むしろ、上記判決も、金融商品取引法が規定する法的効果に着目したものというべきであり、処分そのものが直接及ぼす法的効果を前提に原告適格を認めているのである。

オ 以上によれば、本件変更認可処分は、小売電気事業者と一般送配電事業者の個別の契約内容に直接かつ具体的な法的効果を及ぼすものではなく、原告について、行訴法9条2項に基づき処分の根拠法令の趣旨・目的や当該処分において考慮されるべき利益の内容・性質を踏まえた解釈を経ることなく本件訴訟の原告適格を肯定することはできない。

これに対し、原告は、本件施行規則において一般送配電事業者が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「回収できる」ではなく「回収しなければならない」と規定されていることや、一般送配電事業者による託送供給等約款の公表義務を規定した電気事業法18条12項の解説（乙第11号証176ページ）において、「託送供給等約款は、小売電気事業者等に対し一律に適用される供給条件を定めた定型約款であり、小売電気事業者等は当該約款に拘束されることとなる」と記載されていることから、経済産業大臣の認可があった時点で、従前から託送供給等約款を締結していた小売電気事業者に対し、変更後の託送供給等約款の法的効果が直ちに生じ、必然的に賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされることとなる旨主張する（原告準備書面2第3の2(1)及び(2)〔6ページ以下〕）。

しかし、電気事業法18条の変更認可処分の法的効果が一般送配電事業者と小売電気事業者間の私法上の託送供給契約に直接及ばないことは、電気事業法の諸規定からして明らかである以上、たとえ、本件施行規則において「回収しなければならない」と規定されていたとしても、一般送配電事業者と小売電気事業者との間で託送供給等約款等を用いた託送供給契約の締結(合意)

が存在しなければ、一般送配電事業者が小売電気事業者から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収することができないことに変わりはない。そして、電気事業法18条の変更認可処分の直接の法的効果によって拘束されることとなるわけではなく、飽くまで一般送配電事業者と小売電気事業者との間の合意によるものである以上、上記の電気事業法18条12項の解説（乙第11号証176ページ）において、「小売電気事業者等は当該約款に拘束されることとなる」と記載されているのは、飽くまでも、電気事業法18条2項により一般送配電事業者が認可を受けた託送供給等約款の供給条件以外の条件による託送供給を禁じられることの帰結を「拘束される」と表現したものにすぎない。

したがって、原告の上記主張は、何ら原告について行訴法9条2項を適用しないことの根拠となり得ない。

3 小売電気事業者である原告について行訴法9条2項に基づく考慮によらずに原告適格を肯定する余地はないこと

(1) 原告には本件変更認可処分によって制限される権利等は認められず、また、電気事業法において「小売電気事業者」として類型化された存在である以上、行訴法9条2項に基づき、原告適格の有無が判断されるべきであること

原告が本件変更認可処分の法的効果による権利制限を受ける者でないことは、これまで述べてきたところから明らかである。そうである以上、本件において、原告の原告適格の有無を検討するとすれば、行訴法9条2項に「処分・・・の相手方以外の者について・・・法律上の利益の有無を判断する」に当たっての考慮要素が示されているのであり、同項に基づいて「法律上の利益」の有無を判断することのほかにはあり得ない。

行政法規が処分を定める場合、それは、何らかの利益を保護することを目的としており、不特定多数の利益である一般公益や、場合によってはそれにとど

まらない個別的利益を保護する趣旨によるものと解されるのであり、いずれにしても、何らかの利益の保護を目的として行政権が関与する仕組みとして処分が法定される以上、処分において審査すべき事項も、その保護を目的とした利益との関連において定められることになる。それゆえ、処分の取消しについては、その法令に違反した場合に害されることとなる利益が、当該法令によって保護されているか否かが問題となるのであり、当該処分の根拠法令が、法律上いかなる利益を保護しようとして当該処分が法定されているのかについて判断し、それが特定の者の個別的利益を保護する趣旨であると解される場合に、「法律上保護された利益」があると認められ、その法律上保護された利益を有する者に原告適格が認められることとなるのである。

そして、原告は、託送供給を受けるについて、特に何らかの利益を享受できる権利を有するものでも、何らかの法律によって保護された利益を有するものでもない。しかも、これまで述べてきたとおり、原告には、処分の法律上の効果が及ぶものでもない。そうであれば、電気事業法の本件変更認可処分の根拠法令の解釈により、すなわち、本件変更認可処分が、行政権が関与する仕組みとして法定された趣旨目的に照らして、原告の利益が法律上保護されているかどうかを検討すべきことは自明である。

まして、原告は、電力のインフラとしての国民生活の重要性に鑑み、電力事業に関連する事業者ごとに規制の内容を定めるなど、電気事業の適正化と合理化を図るための制度を法定した電気事業法において、「小売電気事業者」として類型化された存在である。原告が、そのような存在であるのに、電気事業法上の処分の原告適格について、行訴法9条2項にいうような当該処分の根拠法令の解釈を抜きに、当該処分についての「法律上の利益」の有無を論じることはあり得ないはずである。原告が、電気事業法上の本件変更認可処分について、原告適格を有するか否かは、まさに電気事業法が、そのように類型化された事

業者の個別的利益を保護する趣旨で当該認可制度を法定していると解されるか否かにより判断すべきことは当然である。

- (2) 本件のように契約上の地位への影響を理由に原告適格の有無が問題となった事例では行訴法9条2項の考慮要素を踏まえて原告適格の有無が検討されてきていること

そして、これまでの裁判例を見ても、本件のように契約上の地位への影響を理由に原告適格の有無が問題となった事案では、以下で見るとおり、いずれも行訴法9条2項の考慮要素を踏まえて（同条項新設前においてもこれと同様の考慮要素を踏まえて）原告適格が判断されてきているところである。

ア 最高裁判所平成元年4月13日第一小法廷判決（集民156号499ページ〔いわゆる近鉄特急事件判決〕）は、旧地方鉄道法上の特別急行料金の変更認可処分の取消訴訟において鉄道利用者の原告適格が問題となった事案であるが、「認可処分そのものは、本来、当該地方鉄道利用者の契約上の地位に直接影響を及ぼすものではなく、このことは、その利用形態のいかんにより差異を生ずるものではない。また、同条の趣旨は、もっぱら公共の利益を確保することにあるのであって、当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することにあるのではなく、他に同条が当該地方鉄道の利用者の個別的な権利利益を保護することを目的として認可権の行使に制約を課していると解すべき根拠はない。」旨判示し、「契約上の地位」について、平成16年改正行訴法9条2項の趣旨と同様、処分の根拠法規が原告の個別的利益を保護しているかという観点から判断している。

イ 東京地方裁判所平成20年2月6日判決（D1-law.com判例体系登載）は、旧電気事業法上の電気料金の変更認可処分の取消訴訟において需要家の原告適格が問題となった事案であるが、「処分の根拠法令である電気事業法の目的、処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮しても、電気事

業法19条1項は、不特定多数の具体的利益を専ら一般的公益（電気の使用者全体としての利益）の中に吸収、解消させるにとどめず、それが帰属する個々の電気の使用者の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解することはできない。」旨判示し、結論として原告適格を否定している。

取り分け、同判決は、「ガス・電気等の供給は、継続的供給契約に基づくものであることから、その料金その他の供給条件についての供給規程の認可は、利用者たる個々の消費者の法的地位に変動を生じさせる効果を有するものと解する余地があるように思われる。」「その取消しを求める法律上の利益を有するということになろう。」とする甲第14号証が刊行された後であり、かつ、最高裁平成25年判決後に言い渡された判決であるところ、同判決は、「原告は処分の法的効果による権利の制限を受ける者か」という判断枠組みに一切触れることなく、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた判断をしていることには留意を要する。そして、同判決の事案は、電気事業法改正前の事案であり、本件とでは原告となった者が需要家か小売電気事業者かという点に相違はあるものの、約款を締結している直接の一方当事者である者がその約款の認可の取消訴訟の原告であるという点では、本件訴訟と処分の法的効果に係る構造は全く同一である。

ウ 東京地方裁判所平成31年3月14日判決（判例秘書登載）は、鉄道事業法上の旅客運賃変更認可処分の取消訴訟において鉄道利用者の原告適格が問題となった事案であるが、最高裁平成25年判決後のものであるにもかかわらず、「原告は処分の法的効果による権利の制限を受ける者か」という判断枠組みに一切触れることなく、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた判断をしているところである。

エ このように、約款認可による料金の値上げが問題となった事案においては、

約款の一方当事者である原告の契約上の地位への影響を理由として取消訴訟の原告適格が認められるか否かについて、行訴法9条2項の考慮要素を踏まえて判断がされているといえる。

4 小括

以上のとおり、原告について、行訴法9条2項に基づき、本件変更認可処分の根拠法令の解釈により、「法律上の利益」の有無が判断されることなく原告適格を有するものと認められないことは明らかである。

第3 小売電気事業者である原告について行訴法9条2項に基づく考慮によって「法律上の利益」の有無を判断すれば、本件訴訟の原告適格を認める余地はないこと

1 本件変更認可処分の根拠法令である電気事業法は小売電気事業者の個別的利益を保護するものではないこと

(1) 被告第2準備書面及び被告第3準備書面の第4（2-2ページ以下）でも詳しく述べ、前記第2（8ページ以下）でも述べてきたとおり、本件変更認可処分の法的効果は、一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款を用いて託送供給を行うことができる地位を与えるにとどまり、小売電気事業者に対して何らかの法的効果を直接的に及ぼすものではなく、その供給区域内の需要家に電気を供給する小売電気事業者に一律に同じ内容の託送供給等に係る料金その他の供給条件を設定することによって、小売電気事業者間に公平な競争条件を設定し、市場競争の基盤を確保するものにすぎない。そして、電気事業法が18条においてかかる認可処分を規定するのは、電気事業法が総体としての需要家全体の利益を一般的に保護する法律であることの表れにほかならないのであり、同法が小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨のものとしてみることはできないことは、これまで述べてきたとおりである。

(2) また、電気事業法の目的は、①電気の利用者（需要家）の保護、②電気事業

の健全な発達、③公共の安全の確保、④環境の保全にあるところ（同法1条）、これらの抽象的な文言により示された利益は、ある特定された範囲のものでも個別的なものでもなく、広く一般的なものであり、電力があまねく国民生活や社会経済活動において不可欠のもので、電気事業が極めて公共性・公益性の高い事業類型であることから、これらが一般的公益として保護されるべきものであることは明らかである（被告第3準備書面第4の2(1)〔23ページ以下〕）。

さらに、小売全面自由化という制度改正の目的は、小売電気事業者の利益保護やその利潤の確保等を念頭においたものではない。すなわち、小売全面自由化以前は、総括原価方式の下、安定的な電力供給を確保するため、小売部門を有する旧一般電気事業者の経営全体の安定の観点から、適正な利潤という限度ではその利益の確保も念頭に置かれていた面があったもの（つまり、旧一般電気事業者については、経営不能となれば、電力供給が滞りかねないという弊害を生じかねないこととなる。）、小売全面自由化に伴う電気事業類型の見直しによって、旧一般電気事業者は、その役割が発電事業者、一般送配電事業者及び小売電気事業者に分化され、小売電気事業者は、発電事業者とともに市場競争の環境に置かれたのである。このような小売全面自由化の趣旨は、小売電気事業者や発電事業者の参入障壁を低くするなどして事業者の事業機会の拡大を図り、電気料金体系の多様化による需要家の選択肢の拡大を期すことにより、最終的に電気料金の最大限の抑制を図るという、総体としての需要家の利益に資するようにすることにあり、旧一般電気事業者から分化された小売電気事業部分を担う小売電気事業者については、その利益の確保を考慮することとせず、自由競争に委ねる仕組みとしたのである。このように、小売全面自由化は、「小売電気事業者」については、その経済的利益を保護しないことを立法政策として採用しているのであり、その個別的利益を保護する趣旨を含むものとは到底見ることができない（被告第3準備書面第4の2(2)及び(3)〔24及び25ペ

ージ))。

2 小括

以上のとおり、本件において、行訴法9条2項に基づく考慮によっても、本件変更認可処分について小売電気事業者の原告適格を肯定することはできないことは明らかである。

第4 結語

したがって、本件変更認可処分によって、一般送配電事業者である九州電力送配電と小売電気事業者である原告との間の託送供給契約上の地位に直接法的効果が及んで影響を受けることはなく、原告の何らの権利が侵害されるものではないし、行訴法9条2項の考慮要素を考慮しても小売電気事業者である原告の個別的利益が保護されるものではないから、いずれにせよ、本件訴訟において原告適格が認められず、本件訴えは、原告適格がないものとして却下されるべきである。

以上

	用 語	略 語	記載書面	ページ数
1	九州電力送配電株式会社	九州電力送配電	第1準備書面	5
2	令和2年9月4日に経済産業大臣が九州電力送配電に対してした託送供給等約款の変更の認可処分	本件変更認可処分	〃	5
3	平成27年法律第47号による改正後の電気事業法（本件認可変更処分時点における法）	電気事業法	〃	5
4	平成29年9月28日に制定された電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年経済産業省令第77号）	本件省令1	〃	5
5	平成30年3月30日に制定された原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第17号）	本件省令2	〃	5
6	本件省令1及び本件省令2	本件各省令	〃	5
7	本件各省令による改正後の電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）	本件施行規則	〃	5
8	九州電力株式会社	九州電力	〃	6
9	一般送配電事業者が託送供給等約款で設定する料金	託送供給等約款料金	〃	8
10	本件省令1による改正後の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）	本件算定規則	〃	8

	用語	略語	記載書面	ページ数
11	平成26年法律第72号の改正	平成26年改正	〃	16
12	平成26年改正の前の電気事業者2条1項2号の「一般電気事業者」	旧一般電気事業者	〃	16
13	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成11年法律第50号）	平成11年改正	〃	18
14	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成15年法律第92号）による改正	平成15年改正	〃	27
15	バックエンド事業に要する費用のうち、原子炉の運転の開始の日から生じている過去の発電に起因する使用済核燃料の再処理等に要する費用	既発電費	〃	45
16	電力システム改革貫徹のための政策小委員会	貫徹小委員会	〃	61
17	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）	機構法	〃	51
18	行政事件訴訟法	行訴法	第2準備書面	3
19	最高裁判所平成25年7月12日第二小法廷判決（集民244号43ページ。判例タイムス1396号147ページ）	最高裁平成25年判決	第3準備書面	5
20	「接続供給兼基本契約書」に基づく原告と九州電力送配電との間の接続供給に係る契約	本件基本契約	〃	19

	用 語	略 語	記載書面	ページ数
21	一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第106号）	旧本件算定規則	第4準備書面	14
22	本件基本契約に適用される託送供給等約款	本件約款	第5準備書面	13